

## 九州大学受託実習生受入規程

平成16年度九大規程第95号  
制 定：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 2年11月30日  
(令和2年度九大規程第32号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学病院（以下「病院」という。）において、医療技術者等（第4条第1項の表の左欄に掲げる職種の者をいう。）を養成する学校（九州大学を除く。）若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の長の委託により、当該養成機関等の学生、生徒等を受託実習生（病院において実習を受ける者をいう。以下同じ。）として受け入れる場合の手續、実習料等について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 養成機関等の長は、学生、生徒等の実習を病院に委託しようとするときは、次に掲げる書類を添えて九州大学病院長（以下「病院長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 所定の受託実習生受入れ申請書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書

2 前項の書類は、実習開始の日の1月前までに提出しなければならない。

(受入れの許可)

第3条 病院長は、前条の規定による申請があった場合は、病院の業務に支障がなく、かつ、受入れを適当と認めるときに限り、これを許可をするものとする。

2 病院長は、前項の許可をしたときは、所定の受託実習生受入許可書を交付する。

3 実習期間については、受入れを許可する日の属する事業年度を超えることはできない。

(受託実習料)

第4条 受託実習料は、受託実習生1人につき、養成する職種ごとに、次の表に定める額とし、実習の期間に応じ、その全額を受入れの許可をした後直ちに養成機関等の長から徴収するものとする。ただし、国立の養成機関等において、他の国立の養成機関等からの受託実習生の受入れに関し、受託実習料を徴収しない場合（相互不徴収の定めがある場合を含む。）は、当該国立の養成機関等に所属する受託実習生に係る受託実習料は徴収しない。

養成する職種	単位	金額(円)
薬剤師	1週	38,000
看護師・保健師・助産師（別府病院で養成するものを除く。）	1日	1,300
看護師（別府病院で養成するものに限る。）	1日	1,200
臨床検査技師	1日	1,000
診療放射線技師	1日	2,300
理学療法士	1日	2,000
作業療法士	1日	2,000

視能訓練士	1日	2,200
栄養士	1日	1,000
臨床工学技士	1日	1,400
救急救命士	8時間	3,900
歯科衛生士	1日	1,100
言語聴覚士	1日	2,000
臨床心理士	1日	1,000
社会福祉士（別府病院 で養成するものを除く。）	1日	2,000
社会福祉士（別府病院 で養成するものに限る。）	1日	1,700
診療情報管理士	1日	1,000

2 前項の表の週を単位とする実習において許可した実習期間に週末満の日数が生じた場合の当該日数の受託実習料の金額は、当該週の金額を5で除した額に当該日数を乗じた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、受託実習料に関し、養成機関等から同項の表の金額より高額の申出があるときは、当該申出の金額をもって受託実習料の額とすることができる。

4 第1項本文の規定にかかわらず、病院長が認めるときは、受託実習料を実習期間終了後に徴収することができる。

5 既納の受託実習料は、還付しない。  
（受託実習生の責務）

第5条 受託実習生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

2 受託実習生は、病院長の指示に基づき実習を行うものとする。  
（受入れの許可の取消し等）

第6条 受託実習生が前条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は受入れの許可を取り消すものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、受託実習生の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第64号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第126号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第86号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年度九大規程第 9 2 号）  
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年度九大規程第 2 4 号）  
この規程は、平成 22 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（平成 22 年度九大規程第 1 6 1 号）  
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年度九大規程第 7 4 号）  
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年度九大規程第 1 3 7 号）  
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度九大規程第 6 0 号）  
この規程は、平成 30 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第 4 号）  
この規程は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第 6 0 号）  
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第 1 3 2 号）  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年度九大規程第 3 2 号）  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。